10　1の規定に基づく船舶の検査の完了後は、主管庁の許可を受けない限り、B－一規則の規定によって要求され、かつ、検査の対象となるバラスト水管理計画に関連する構造、設備、取付け物、配置又は材料の変更を行ってはならない。ただし、これらの設備又は取付け物を直接交換する場合を除く。

E－二規則　証書の発給又は裏書

1　主管庁は、E－一規則の規定による検査の完了後同規則の規定が適用される船舶に証書が発給されるよう確保する。締約国の権限に基づいて発給される証書は、他の締約国によって認容されるものとし、この条約の適用上、当該他の締約国が発給する証書と同一の効力を有するものとみなされる。

2　証書は、主管庁又は主管庁から正当に権限を与えられた者若しくは団体が発給し、又は裏書をする。主管庁は、あらゆる場合において、証書について全責任を負う。

E－三規則　他の締約国による証書の発給又は裏書

1　他の締約国は、主管庁の要請があったときは、船舶に検査を受けさせることができるものとし、この条約の規定に適合していると認めるときは、この附属書に基づいて、当該船舶に対し証書を発給するか若しくは証書が発給されることを認め、又は、適当な場合には、船舶の証書に裏書をするか若しくは証書が裏書されることを認める。

2　証書の写し及び検査の報告書の写しは、要請を行った主管庁に対してできる限り速やかに送付する。

3　このようにして発給する証書には、その証書が主管庁の要請に基づいて発給される旨を記載する。その証書は、当該主管庁により発給される証書と同一のものとみなされ、同一の効力を有する。

4　証書は、締約国でない国を旗国とする船舶に発給してはならない。

E－四規則　証書の様式

証書は、付録Ⅰに定める様式により、証書を発給する締約国の公用語で作成するものとし、また、使用される言語が英語、フランス語又はスペイン語のいずれでもない場合には、これらの言語のいずれかによる訳文を付する。

E－五規則　証書の有効期間及び効力

1　証書は、五年を超えない範囲内で主管庁が定める期間について、発給する。

2　更新検査

2.1　更新検査が証書の有効期間の満了の日前三箇月以内に完了する場合には、1の規定にかかわらず、新たな証書は、当該検査の完了の日から、当該満了の日から五年を超えない日までの期間効力を有する。

2.2　更新検査が証書の有効期間の満了の日の後に完了する場合には、新たな証書は、当該検査の完了の日から、当該満了の日から五年を超えない日までの期間効力を有する。

2.3　更新検査が証書の有効期間の満了の日前三箇月の日前に完了する場合には、新たな証書は、当該検査の完了の日から、当該検査の完了の日から五年を超えない日までの期間効力を有する。

3　証書が五年未満の期間について発給される場合には、主管庁は、証書の有効期間を当初の満了の日を超えて1に定める最長の期間まで延長することができる。ただし、E－一規則3.1に定める検査であって証書が五年の期間について発給される場合に適用されるものが適切に行われることを条件とする。

4　更新検査が完了した場合において、証書の有効期間の満了の日前に新たな証書を発給すること又は船舶に備えることができないときは、主管庁により権限を与えられた者又は団体は、証書に裏書をすることができるものとし、その証書は、当該満了の日から更に五箇月を超えない期間について効力を有するものとする。

5　証書の有効期間の満了の時に船舶がその検査が行われる予定の港にない場合には、主管庁は、証書の有効期間を延長することができる。ただし、延長は、当該船舶がその検査が行われる予定の港への航海を完了することができるようにするためにのみ、しかもそれが適当かつ合理的であると認められる場合に限り、許与される。証書の有効期間の延長は、三箇月を超えて行うことはできない。当該有効期間の延長を許与された証書を備える船舶は、その検査が行われる予定の港に到着したときは、新たな証書の発給を受けない限り、当該延長によっては、その港を離れることができない。更新検査が完了したときは、新たな証書は、延長を許与される前の証書の有効期間の満了の日から五年を超えない日まで効力を有する。

6　短航海に従事する船舶に発給された証書であって、3から5までの規定による有効期間の延長がされていないものについては、主管庁は、記載された有効期間の満了の日から一箇月以内の猶予期間を認めることができる。更新検査が完了したときは、新たな証書は、延長を許与される前の証書の有効期間の満了の日から五年を超えない日まで効力を有する。

7　主管庁が定める特別な状況においては、新たな証書の有効期間は、2.2、5又は6に規定する証書の有効期間の満了の日から起算することを要しない。この特別な状況において、新たな証書は、更新検査の完了の日から五年を超えない日まで効力を有する。

8　年次検査がE－一規則に規定する期間前に完了する場合には、次の規定を適用する。

8.1　証書に示された検査基準日については、裏書をすることにより、検査の完了の日の後三箇月を超えない日に相当する日に改める。

8.2　E－一規則の規定により要求されるその後の年次検査又は中間検査については、新たな検査基準日を用いることによって同規則に規定する間隔で完了するものとする。

8.3　証書の有効期間の満了の日については、E－一規則に規定する検査の最大の間隔を超えないように必要に応じ一以上の年次検査が行われることを条件として、変更しないでおくことができる。

9　E－二規則又はE－三規則の規定に基づいて発給された証書は、次のいずれかの場合には、効力を失う。

9.1　この条約に完全に適合するために必要な構造、設備、装置、取付け物、配置及び材料が変更され、交換され、又は著しく修繕された場合において証書にこの附属書の規定による裏書がされないとき。

9.2　船舶がその移転により他国を旗国とすることとなる場合。新たな証書は、これを発給する締約国が当該船舶がE－一規則に定める要件に完全に適合していると認めた場合にのみ発給される。

9.3　締約国間で船舶が移転された場合において、当該船舶の旗国であった締約国が移転の後三箇月以内に要請を受けたときは、できる限り速やかに、移転前に当該船舶が有していた証書の写し及び入手可能なときは関連する検査の報告書の写しを主管庁に送付する。

9.4　E－一規則1に規定する期間内に関連する検査が完了しない場合

E－一規則1に従って証書が裏書されない場合

付録Ⅰ　国際バラスト水管理証書の様式

国際バラスト水管理証書

船舶のバラスト水及び沈殿物の規制及び管理のための国際条約（以下「条約」という。）の規定に基づいて、

（国の正式名称）

政府の権限の下に、

（条約により権限を与えられた者又は団体の名称）

が発給する。

船舶の要目（注1）

船名……

船舶番号又は信号符字……

船籍港……

総トン数……